

清川村パブリックコメント手続きに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清川村自治基本条例（平成27年清川村条例第6号、以下「条例」という。）第18条第1項の規定されているパブリックコメントの手続に関し必要な事項を定めることにより、村政における公正の確保と透明性の向上及び村民参加の促進を図り、もって開かれた村政運営と協働の村づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメントの手続」とは、村の政策等（次条の規定によりパブリックコメントの手続の対象となるものをいう。以下同じ。）の策定過程において、案の段階で広く公表し、村民からの意見を求め、寄せられた意見に対する村の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して村としての意思決定を行う一連の手続きをいう。

- 2 この要綱において「村民」とは、条例第3条第2号に掲げるものをいう。
- 3 この要綱において「実施機関」とは、条例第3条第3号に掲げるものをいう。

(対象)

第3条 条例第18条第1項に規定されているパブリックコメントの手続の対象となる重要な計画の策定及び条例等の制定については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画等村の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定
 - (2) 村の基本的な制度を定める条例の制定
 - (3) 村民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則等（村税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料等の徴収に関するものを除く。）の制定
 - (4) 村の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定
- 2 前項に規定するほか、次に掲げる重要な計画の改定及び廃止並びに条例等の改正及び廃止や実施機関が特に必要と認めるものについてもパブリックコメントの手続きの対象となる。
 - (1) 総合計画等村の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の改定及び廃止
 - (2) 村の基本的な制度を定める計画の改正及び廃止
 - (3) 村民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則等（村税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料等の徴収に関するものを除く。）の改正及び廃止
 - (4) 村の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の改正及び廃止

(対象除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントの手続の対象としないこととする。

- (1)迅速又は緊急を要するもの
- (2)軽微なもの
- (3)法令等によりパブリックコメント手続と同様な手続が行われるもの
- (4)法令等により実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- (5)地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

(村の政策等の案の公表等)

第5条 実施機関は、政策等についての意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、政策等の案を公表する際には、政策等の案の趣旨及び目的並びに政策等の案の策定に至った背景についての説明とともに、政策等の案の内容への村民の理解を促すための関連資料の公表について留意するものとする。

3 実施機関は、次に掲げる方法により、政策等の案等（前2項に規定するものをいう。以下同じ。）を公表する。この場合において、政策等の案等を村民が容易に入手できるよう留意するものとする。ただし、政策等の案及び関連資料が相当量に及ぶ場合は担当課窓口による閲覧のみとすることができるものとする。

- (1) 村ホームページへの掲載
- (2) 政策等の案の担当課窓口による閲覧又は配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

4 実施機関は、政策等の案の名称、政策等の案に対する意見の提出期間（以下「意見提出期間」という。）、政策等の案等の入手方法等について、次に掲げる方法により、村民への周知を図るものとする。ただし、実施機関は、急務を要する等の理由において村民への入手方法を特定して実施することができる。

- (1) 村広報紙への掲載
- (2) 村ホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

(意見の提出方法及び提出期間)

第6条 実施機関は、次に掲げる方法により、政策等の案に対する村民からの意見の提出を受けるものとする。

- (1) 担当課窓口への直接提出
- (2) 郵便又は民間事業者による信書便による提出
- (3) ファクシミリによる提出
- (4) 電子メールによる提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び資料を公表する前に、次に掲げる事項についてインターネットを利用した閲覧方法等により、パブリックコメント手続きの実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に係る意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の入手方法

3 意見提出期間は、前条第1項の規定による政策等の案の公表の日から起算して

10日以上でなければならない。この場合において、意見等の提出満了期間の終了の日は、前項の規定による予告の日から13日以後としなければならない。ただし、10日以上の期間を定めることができない理由があるときは、10日を下回る意見提出期間を定めることができる。

- 4 実施機関は、前項の規定により10日を下回る意見提出期間を定めたときは、前条に基づく政策等の案等の公表の際に、その理由を併せて公表しなければならない。
- 5 意見を提出しようとする村民は、住所及び氏名その他必要な事項を明らかに提出しなければならない。

(意見の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により村民から提出された意見を考慮して、政策等についての意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 提出された意見の内容
 - (2) 提出された意見に対する村の考え方
 - (3) 政策等の案の修正を行った場合はその内容
- 3 事項に規定する公表は、次に掲げる方法により公表するものとする。
 - (1) 村ホームページへの掲載
 - (2) 実施機関が特に必要と認める場所への掲載
- 4 事項に規定する公表の機関は、次のとおりとする。
 - (1) 村ホームページへの掲載 公表の日から3か月間
 - (2) 実施機関が特に必要と認める場所への掲載 公表の日から1か月間

(一覧表の作成等)

第8条 実施機関は、パブリックコメント制度の実施状況に関する一覧表を作成し、これを次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 村ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が特に必要と認める場所への掲載

(事務の所管)

第9条 パブリックコメント手続きに係る一般事務は、政策等の事務主管課が所管し、本制度を円滑に行うための進行管理その他の庶務は政策推進課が所管する。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。